

プラチナ光安心パック

サービス利用規約

株式会社タスクソリューション

第1章 総則

第1条（目的および適用）

- 1 本規約は、株式会社タスクソリューション（以下「当社」といいます。）が提供する「プラチナ光安心パック」（以下「本サービス」といいます。）の提供条件および利用条件を定めるものです。
- 2 本サービスに関し本規約に定めのない事項については、当社が別途定める「プラチナ光サービス利用規約」、申込書、料金表、サービス仕様書その他当社が利用者に提示する条件（以下、総称して「個別条件」といいます。）が適用されます。
- 3 本規約と個別条件との内容が異なる場合、本サービスに関しては個別条件、本規約、「プラチナ光サービス利用規約」の順に優先して適用されます。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- （1）「利用者」とは、事業のために本サービスを申し込み、当社がその利用を承諾した法人または個人事業主をいいます。
- （2）「対象端末」とは、利用者が所有し、または正当な権原に基づき占有する電気通信端末、情報通信機器等のうち、個別条件に定める要件を満たし、かつ、当社所定の方法により登録された機器をいいます。
- （3）「故障」とは、対象端末について、偶然かつ急激な事由により、その全部または一部の機能を正常に利用できない状態が生じたことをいいます。
- （4）「一部故障」とは、対象端末の主要機能の一部が利用不能となったものの、修理により機能回復が可能な状態をいいます。

(5) 「全損」とは、メーカー、正規修理事業者その他当社が認める修理事業者により修理不能と判定された場合、または合理的に算定された修理費用が故障発生時における同等品の再調達価額以上となる場合をいいます。

(6) 「お見舞金」とは、本規約および個別条件に定める支払事由が生じた場合に、当社が利用者にお見舞金を支払います。

(7) 「課金開始日」とは、当社が利用者に通知する本サービスの利用料金の課金開始日をいいます。

(8) 「契約年度」とは、課金開始日から起算した1年間およびその後の各1年間をいいます。

第2章 契約の成立およびサービス内容

第3条（申込みおよび契約成立）

1 本サービスの利用を希望する者は、本規約および個別条件に同意のうえ、当社所定の方法により申し込むものとします。

2 本サービスの利用契約は、当社が前項の申込みを承諾し、その旨を申込者に通知した時点で成立します。

3 当社は、申込内容に虚偽、誤記または記載漏れがある場合、プラチナ光サービスの利用契約が成立していない場合、過去に当社との契約に違反したことがある場合その他当社が不相当と合理的に判断した場合、申込みを承諾しないことがあります。

第4条（提供内容）

1 当社は、対象端末に第7条所定の支払事由が発生した場合、本規約および個別条件に従い、利用者にお見舞金を支払います。

2 本サービスは金銭によるお見舞金の支払を内容とし、当社は、別途明示的に合意した場合を除き、対象端末の修理、交換、部品調達、データ復旧、設定その他の作業を行う義務を負いません。

3 対象端末の種類、登録可能台数、支払上限額その他のプラン別の提供条件は、本規約のほか、個別条件に定めるものとします。

第3章 料金

第5条（利用料金）

1 本サービスの利用料金は、次のとおりとします。

プラン	月額料金（税別）	月額料金（税込）
基本プラン	980 円	1,078 円
拡張プラン	2,000 円	2,200 円

- 2 利用料金は課金開始日から発生し、課金開始月および利用契約終了月について日割計算は行いません。
- 3 利用料金は、プラチナ光サービスの料金と併せて、当社所定の支払期日および方法により請求します。
- 4 利用者が支払期日までに利用料金を支払わない場合、当社は、お見舞金の支払を留保し、または本サービスの提供を停止することができます。

第 4 章 お見舞金

第 6 条（対象端末区分および支払上限額）

- 1 個別条件に別段の定めがない限り、対象端末区分およびお見舞金の 1 台当たりの支払上限額は、次のとおりとします。

対象端末区分	故障区分	支払上限額
ルーター、ゲーム機、音楽プレーヤー	故障	10,000 円
パソコン、スマートフォン、タブレット	一部故障	10,000 円
パソコン、スマートフォン、タブレット	全損	50,000 円

- 2 お見舞金は、前項の支払上限額と、利用者が現実に負担した合理的な修理費用または同等品の再調達費用（消費税等を含みます。）のいずれか低い額を上限として、当社が申請書類および調査結果に基づき決定します。
- 3 メーカー保証、販売店保証、保険、第三者からの賠償その他の給付を受けられる場合、当社は、当該給付額を利用者の実負担額から控除してお見舞金を算定します。
- 4 お見舞金の支払は、1 利用契約につき、各契約年度に 1 回を上限とします。同一の原因により複数の対象端末に故障が生じた場合は、これらを合わせて 1 回の申請として取り扱います。
- 5 お見舞金の支払額は、故障によって利用者に利益が生じることのない範囲に限られます。

第7条（支払事由）

当社は、次の各号のすべてを満たす場合に限り、お見舞金を支払います。

- （1）故障が課金開始日以後かつ本サービスの利用契約が有効に存続している期間中に発生したと。
- （2）故障した機器が、故障発生前に当社所定の方法により対象端末として登録されていること。
- （3）故障原因が、プラチナ光サービスの利用または同サービスに接続して使用する通信機器等に合理的に関連するものであり、個別条件に定める支払対象に該当すること。
- （4）利用者が第9条に定める申請手続を履行し、故障の事実、原因および損害額を当社が確認できること。
- （5）故障発生時点までに支払期限が到来した本サービスおよびプラチナ光サービスの料金が支払われていること。

第8条（支払対象外）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、お見舞金を支払いません。

- （1）課金開始日前に発生し、または存在していた故障もしくは損傷
- （2）経年劣化、自然消耗、さび、腐食、かび、変色、バッテリーの消耗その他通常の使用に伴う劣化
- （3）利用者、その役員、従業員その他利用者の関係者の故意または重大な過失による故障
- （4）紛失、置き忘れ、盗難、詐欺、横領その他対象端末の所在が確認できない場合
- （5）機能に影響しない外観上の傷、汚れ、へこみ、塗装の剥離その他これらに類する損傷
- （6）取扱説明書に反する使用、不適切な保管、改造、分解、非正規部品の使用または当社が認めない修理に起因する故障
- （7）ソフトウェア、アプリケーション、データ、設定、コンピューターウイルス、不正アクセスまたは通信障害のみを原因とする損害
- （8）メーカー保証、販売店保証その他の保証により無償で修理または交換を受けられる場合
- （9）地震、噴火、津波、洪水、台風、落雷その他の自然災害、戦争、暴動、テロ、核燃料物質または公権力の行使に起因する故障
- （10）国外で発生し、または国外で修理もしくは交換された故障。ただし、個別条件に別段の定めがある場合を除きます。

(11) 消耗品、付属品、記録媒体、外部メモリ、ケーブル、充電器その他個別条件により対象外とされる物品のみの故障

(12) 利用者が故障の原因または損害の拡大防止について必要かつ合理的な措置を講じなかったことにより拡大した損害部分

(13) 法令違反または公序良俗に反する目的で使用されていた対象端末の故障

第 9 条（申請手続）

1 利用者は、対象端末に故障が発生した場合、故障発生日から 30 日以内に、当社所定の方法により当社へ通知し、お見舞金を申請するものとします。ただし、やむを得ない事情があると当社が認める場合は、故障発生日から 30 日経過後も申請できるものとします。

2 利用者は、申請に際し、当社所定の申請書、購入または所有を証明する書類、領収書、修理見積書または修理報告書、対象端末および故障箇所の写真、メーカー等の診断結果その他当社が合理的に必要な書類を提出するものとします。

3 利用者は、当社が故障原因、損害額その他の支払要件を確認するために合理的に必要な調査を行う場合、対象端末の提示その他必要な協力を行うものとします。

4 提出書類に不備があり、相当期間を定めた補正の求めにもかかわらず補正されない場合、故障の事実もしくは支払要件を確認できない場合、または利用者が正当な理由なく前項の調査に協力しない場合、当社はお見舞金を支払いません。

第 10 条（支払時期および方法）

1 当社は、第 9 条に定める必要書類をすべて受領し、申請内容の確認が完了した日から 30 日以内を目安として、利用者が指定する国内金融機関口座への振込みその他当社所定の方法によりお見舞金を支払います。

2 故障原因の調査、修理事業者またはメーカーへの照会、警察その他関係機関への照会等に合理的な期間を要する場合、当社は、利用者にその旨および見込時期を通知したうえで、前項の期間を延長することができます。

3 振込先情報の誤りその他利用者の責めに帰すべき事由により支払が遅延した場合、当社はその責任を負いません。

第 11 条（不正申請等）

1 利用者が虚偽の申告、書類の偽造もしくは改変、故意による故障の作出、同一損害についての重複申請その他不正な方法によりお見舞金の支払を受け、または受けようとした場合、当社は、当該申請を拒絶し、本サービスの利用契約を直ちに解除することができます。

2 前項の場合において、当社が既にお見舞金を支払っているときは、利用者は、当社の請求に従い、当該お見舞金および当社が調査・回収のために合理的に負担した費用を返還するものとします。

第 5 章 契約の終了等

第 12 条（契約期間）

1 本サービスの利用期間は、課金開始日から、利用者または当社が本規約に基づき終了させるまでとします。

2 プラチナ光サービスの利用契約が終了した場合、本サービスの利用契約も、当該終了日または当社が別途指定する日のいずれか早い日に終了します。

第 13 条（利用者による解約）

1 利用者は、本サービスを解約する場合、当社所定の方法により申請するものとします。

2 本サービスは、解約申請を当社が受領した日の属する月の翌月末日に終了します。ただし、個別条件に別段の定めがある場合は、その定めに従います。

3 解約日までの利用料金は発生し、既に支払われた利用料金は、法令上返還を要する場合を除き返還しません。

4 解約日後に発生した故障は支払対象となりません。解約日前に発生した故障については、第 9 条所定の期間内に申請された場合に限り、本規約に従って審査します。

第 14 条（当社による停止および解除）

1 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要することなく、本サービスの全部もしくは一部を停止し、または利用契約を解除することができます。

（1）利用料金その他当社に対する債務を支払期日までに支払わず、当社が相当期間を定めて催告をしても、当該期間内に未払全額の支払いがない場合

（2）本規約または個別条件に違反した場合

（3）申込内容その他当社への届出事項に虚偽があった場合

(4) 滞納処分、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する申立てがあった場合

(5) 当社との信頼関係を著しく損なう行為があった場合

2 前項による停止または解除により利用者に損害が生じても、当社は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き責任を負いません。

第 15 条（再加入制限）

利用者が本サービスを解約した場合、利用者は、前回の解約日から 6 か月間、本サービスに再加入できません。ただし、当社が個別に認めた場合はこの限りではありません。

第 6 章 禁止事項および責任

第 16 条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用に関し、次の各号の行為を行ってはなりません。

(1) 虚偽、不正または詐欺的な申込みもしくは申請を行うこと。

(2) 本サービスを第三者に利用させ、または本サービスに関する権利を第三者に譲渡し、貸与し、担保に供すること。

(3) 当社または第三者の調査を妨害し、または虚偽の資料を提出すること。

(4) 当社または第三者の権利もしくは利益を侵害すること。

(5) 法令または公序良俗に反すること。

(6) 前各号のほか、本サービスの運営を不当に妨害する行為を行うこと。

第 17 条（サービスの中断、変更および終了）

1 当社は、システムの保守、通信回線の障害、災害、法令または行政機関の措置その他やむを得ない事由がある場合、本サービスの全部または一部を一時的に中断することができます。

2 当社は、事業上の合理的な必要がある場合、本サービスの内容を変更し、または提供を終了することができます。この場合、当社は、緊急やむを得ない場合を除き、合理的な予告期間を設けて利用者に通知します。

3 本サービスを終了する場合、当社は、終了日以後の期間に対応する既払利用料金があるときは、当該金額を返還し、または他の料金に充当します。

第 18 条（免責および損害賠償）

- 1 当社は、対象端末内のデータの消失・毀損、設定変更、対象端末の修理不能、利用機会の喪失、逸失利益、間接損害、特別損害その他本サービスに付随して生じた損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き責任を負いません。利用者は、必要なデータを自らの責任でバックアップするものとします。
- 2 当社の責めに帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合、当社が負う損害賠償責任は、当該損害の直接の原因となった事由が発生した日以前 12 か月間に利用者が当社に支払った本サービスの利用料金総額を上限とします。
- 3 前項の責任上限は、第 6 条に基づくお見舞金の支払義務ならびに当社の故意または重大な過失により生じた損害には適用しません。

第 19 条（不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、テロ、感染症、法令の制定改廃、公権力による命令処分、通信回線もしくは電力供給の障害、労働争議その他当社の合理的な支配を超える事由により当社が本サービスを提供できなかった場合、当社は、その責任を負いません。

第 20 条（反社会的勢力の排除）

- 1 利用者は、自らおよびその役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当せず、かつ、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないことを表明し、将来にわたり保証します。
- 2 利用者が前項に違反し、または暴力的要求行為、法的責任を超えた不当要求、脅迫的言動、信用毀損もしくは業務妨害その他これらに準ずる行為を行った場合、当社は、何らの催告を要せず、本サービスを停止し、または利用契約を解除できます。
- 3 前項による解除により利用者に損害が生じても、当社は責任を負いません。

第 7 章 その他

第 21 条（権利義務の譲渡禁止）

利用者は、当社の事前の書面または電磁的方法による承諾なく、本サービスの利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することができません。

第 22 条（個人情報等の取扱い）

当社は、本サービスの提供、申請内容の審査、不正利用の防止、利用者への連絡その他本サービスの運営に必要な範囲で、利用者から取得した情報を、法令および当社が別途定めるプライバシーポリシーに従って取り扱います。

第 23 条（通知）

- 1 当社から利用者への通知は、書面、電子メール、当社ウェブサイトへの掲載、請求書への記載その他当社が適切と判断する方法により行います。
- 2 利用者は、商号、所在地、連絡先、振込先その他届出事項に変更があった場合、速やかに当社所定の方法により届け出るものとします。利用者が届出を怠ったことにより通知が到達しなかった場合、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 24 条（規約の変更）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、本規約を変更することができます。
 - (1) 変更が利用者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 変更が本サービスの利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更を行う事情その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は、前項による変更を行う場合、変更後の本規約の内容および効力発生日を、当社ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により、効力発生日までに周知します。
- 3 法令上利用者の同意が必要となる変更については、当社所定の方法により利用者の同意を得ます。

第 25 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が法令等により無効または執行不能と判断された場合でも、その他の条項および当該条項の残部は引き続き有効に存続します。

第 26 条（協議）

本規約または個別条件に定めのない事項、またはその解釈に疑義が生じた場合、当社および利用者は、信義誠実の原則に従い協議して解決を図るものとします。

第 27 条（準拠法および合意管轄）

本規約および本サービスの利用契約は日本法に準拠し、本サービスに関して当社と利用者との間に生じた紛争については、訴額に応じ、札幌簡易裁判所または札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、令和 8 年 9 月 16 日から適用します。

【事業者情報】

株式会社タスクソリューション

〒060-0061

北海道札幌市中央区南 1 条西 6 丁目 15-1 札幌あおばビル 9F